平成２７年（フ）第１３２号
長崎県長崎市西町22番３号、旧住所長崎県長崎市住吉町13番１号
債務者　松尾惠美子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９９３号
横浜市港南区笹下２丁目25番15号　メゾン・ド・ＭＡ101
債務者　丸林　弘志
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９４号
横浜市中区根岸旭台57番地９　ロイヤルプラフ102号室
債務者　冨田　　洋
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００４号
横浜市神奈川区新子安１－２－２　オルト・ヨコハマ・ビューポリス・ウエストタワーＡ棟706号室、住民票上の住所川崎市中原区宮内１丁目24番12―203号　広洋ビッグヴァン等々力公園
債務者　緑川　文雄
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００６号
横浜市旭区今宿南町1972番地　今宿団地11棟305号
債務者　八重樫利一
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０３９号
横浜市中区山下町24番地７　シティコート山下公園505号室
債務者　野田　尚弘
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３７４号
大阪府東大阪市南四条町11番19号　クオリティ南四条405
債務者　小野寺　健
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４１号
栃木県宇都宮市若草４丁目18番27号
債務者　髙瀬　郁夫
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４０号
栃木県宇都宮市旭２丁目14番８号　旭マンション105号室
債務者　大師らーめんこと　小畠　勝枝
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９４３号
横浜市鶴見区駒岡５丁目11番48号　ガーデンハイム駒岡Ｂ101
債務者　志村　浩由
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０３８号
横浜市鶴見区駒岡５丁目15番32―205号
債務者　桑井　美夏（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２２号
岡山市北区奥田南町６番10―９号奥田コーポ106号
債務者　金城　兼正
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１０号
東京都八王子市万町65番地34Ｇライブ203号
債務者　高橋ひろみ
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１６号
岡山市北区葵町１番４号
債務者　山﨑　妙子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４５号
岡山市南区奥迫川1065番地
債務者　宗次由美子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部